【久永かずえの議会報告――2019 年 12 月市議会】

2019年最後の12月定例市議会が11月29日に開会しました(会期は12月19日までの予定)。市側は、開会初日の本会議にいきなり「大府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」という議案を上程し、その場で議決を求めました。日本共産党の久永かずえ市議はこれに、議案提案のやり方も内容も納得いかない、と述べ反対の討論を行いました。久永市議の討論要旨は、以下の通りです。

議案「大府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」 に対する反対討論 (要旨) 日本共産党・久永かずえ

今回の条例提案は、公務員を新しい雇用形態で採用することができるための条例をつくるというもので、「3年以内」「5年以内」と任期を定めその任期の間、公務員として、給与形態としては大きく2つの種類で雇うことができる、という内容です。

その1つは「高度の専門的な知識・経験、または優れた識見を有するもの」であり、例えば弁護士とか公認会計士などが考えられます。もう1つは「専門的な知識・経験を有するもの」で、一般職も含む保育士や保健士、カウンセラーなどを採用している自治体もあります。

今回の条例案では「専門的な知識・経験を積むには育成に長く時間がかかるため、 適任で、また組織の内部で確保することが一定期間難しい場合に(任期付職員を)採用で きる」としていますが、これは現在の職員に対しても大変失礼な条例ではないかと感 じました。(いま現に頑張っている)職員から見れば、思いは複雑ではないでしょうか。

大府市は来年(2020年)4月1日に向けて、この制度を使い「3年任期」の管理職を若 干名、採用することを考えていますが、日本共産党は以下の理由で反対します。

- ◆反対理由の1点目は、このような大事な条例の制定でありながら「来年4月の採用に間に合うように、早く雇用の募集をしたいから、12月議会の初日に議決を求める」という、このことに納得がいきません。この12月議会の、初日に議案を上程して即、議決を求めるというやり方は、あまりにも強引です。
- ◆2 点目は、採用の基準も見えにくく、大府市の都合に合わせて、または採用したい人に合わせることもでき、公平に採用できるのか、適任を見極められるのか、などが不透明だということです。

公務員は「全体の奉仕者」として職務を全うすることが基本にあり、そのうえで専門性をより深めていくことが大事です。本当に必要な職員だというのであれば、これまでと同じように(任期付ではなく)常勤で雇用すべきです。また、キャリアを積んだ働き

盛りの40歳代、50歳代の方たちが短い任期の仕事に転職するとしてもそのリスクは非常に高く、人選できるほど「採用の募集」に応募の手があがるのか、という心配もあります。

やるべきことは、雇う大府市側に都合よく短期間で成果を求める任期付職員の採用、ではなく、いまいる職員の持っている力を最大限に生かし、生き生きと職務に専念できるように、労働基準を厳守していくことであり、それが人材の育成につながると考えます。

- ◆条例提案に反対する理由の3点目は、任期付き職員の任期が「3年以内」「5年以内」と短い期間の雇用であり、しかも「以内」ですから大府市か「任期は1年」と決めることも可能だ、ということです。そして、同じ職場に身分や勤務形態の違う労働者が混在することになり、職員同士の関係も複雑です。さらに、常勤職員と同じ給与を払えば1年という短期間の雇用もできる、という今回の条例の制定は不安定雇用につながりかねないため、公が行うべきものではありません。
- ◆4 点目は、職員と市民は信頼関係が重要ですが、その関係を切りかねないということです。職員の方々は日ごろ、市民の困っていること、苦情や要望などから市民とかかわることが多いかと思います。きちんと仕事ができて当たり前と思われることが多く、市民から評価されることも少ないなかで、誠意をもって働いておられます。そういう市民との関係を「任期付」でつくることは大変ですし、せっかくつくった市民との信頼関係が切れてしまうことにも、つながりかねません。

公務員は生涯、市民との信頼を築き、継続性・安定性・公平性を保つことが、市民の安心につながります。公務員の守秘義務ということも、短期間で雇用が切れるこの制度では多くの職員が個人情報に触れることになり、市民も不安を抱くのではないでしょうか。

大府市で管理職の職員が全体的に不足しているというのであれば、常勤で採用すべきです。また、任期付職員制度は、本来の公務員のあり方を崩すものであり、公に不安定雇用を認めることにつながるため、賛同することはできません。

以上